

## 令和7年度 新たな地域クラブ活動 実証事業 参加基準

代表者		必ず満たすべく運用ルール
分類	個別基準	
活動実態に関する基準	①町の基本理念に基づいた、運営がされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校部活動の教育的意義を継承するとともに、競技志向のみに偏ることなくスポーツ・芸術文化に親しむことができ、生徒の豊かに生きる資質・能力を育むことを基本理念としている。</li> <li>・活動方針を明確にしている。</li> </ul>
	②活動時間についてガイドラインが遵守されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日（土、日）は、どちらか一日を休養日としている。</li> <li>・休日の活動時間は、原則、一日3時間までとしている。</li> </ul>
	③中学校部活動の受け皿となる団体である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校部活動に在籍していた生徒の受け皿となる団体である。（複数の部活動の生徒を1つの団体が受入れる場合等も可とする）</li> </ul>
	④持続可能な代表者指導者が配置されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年、体制を整備できる代表者がいる。</li> <li>・複数年、指導を継続できる指導者がいる。（生徒の保護者で、活動終了とともに保護者による指導者が入れ替わるのは適さない）</li> </ul>
	⑤指導者が資格を保有または今後研修会等を受講予定である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核となる指導者が資格を保有している。（公益財団法人日本スポーツ協会公認スタートコーチ等、または県及び町が開催する指導者研修会等の受講予定）</li> </ul>
	⑥暴力、各種ハラスメント等の不適切な行為を行われないことが遵守されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第4条（暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の禁止等）を遵守している。</li> </ul>
	⑦町内の施設を活動拠点としている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の学校施設や体育・芸術文化施設を活動の拠点としている。</li> </ul>
	⑧安全管理体制を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者は、スポーツ安全保険等に参加している。</li> <li>・緊急連絡体制を整備している。</li> </ul>
運営体制に関する基準	⑨規約等が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約等（規約・会則等を指す）が作成され、整備されている。</li> </ul>
	⑩事業計画・予算・事業報告・決算が適切になされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画・予算、事業報告・決算に関わる書類が作成され、クラブ団体内で報告がされている。</li> </ul>